

検討項目

国民公園の維持管理

委員等のコメント

- 昭和22年の閣議決定で国が直接管理することになっていることを理由に財団法人国民公園協会による管理を正当化することはできず、また、市場化テストによる委託も可能。
- 「特別な業務だから公共サービス改革法の民間委託がなじまない」というのは考えを改める必要がある。警備は警察が基本的に行なうのであり、従来の財団に市場の中でこの種の業務の専門性が最もある訳ではない。より専門性の高い民間事業者にまかせるには競争入札が必要。
- 「安定して業務を行なうためには入札による新規参入者に任せるのは不適當」というのは考えを改める必要がある。
- レストランや売店の運営は一般の国民が使うことを前提に見直しが必要。
- 駐車場、茶室などの施設は財団からの寄付によるものであることを民間競争入札の対象にできない理由としているが、寄付を受けた後はどう管理するかは国が判断する問題。財団が設備を寄付したから、財団が所有権を一部留保しているが如く、その業務は財団が実施するというのは、鎌倉時代の御家人型政治の装備自弁の発想。そのような考え方では、獲得したものは自分の取り分ということになってしまい、近代行政の発想ではない。そのような環境省の発想は改める必要がある。
- 駐車場などから上がる収益を公園内の他の公益事業に充てていることも民間競争入札にできない理由としているが、自由に使えるお金を残しておきたいというのは、経費削減の中で、どの行政機関も思うこと。余剰金があればそれは国庫に納め、優先順位を国民の代表機関に判断してもらう必要がある。総計予算主義の原則に則って、歳入と歳出の総額が分かる形にすべき。いまの環境省の国民公園のやり方は純計予算主義。ネットの収支だけ管理し、余ったお金は国民公園の公益事業に使っており、環境省といういわばインサイダーがチェックしているに過ぎず、国会がチェックしていない状況が問題。公益性であるとか、教育や福祉に比べてどうするかという優先度は国民代表機関である国会がチェックすべき。
- 財団法人国民公園協会は、作った当時とは団体も人も変わって、単なる環境省の天下り団体になっている。天下った人たちが、純粋な民間事業者よりも施設を大事にするというのは情緒的で極めて説得力がない。

- 警察関係部局等との連携を国民公園の特殊性として挙げているが、実際の警備は警察庁が行うのではないか。単に公園管理を行っている人が、警備についてどのような役割を果たすというのか。財団が手伝い以上の大事な役割を果たしているとは考えられず、もし多少何か役割があったとしても、警備は警察が行うものという割り切りも必要ではないか。
- 皇室の警備は全国どこにでもある。皇居外苑とは頻度の差はあるかもしれないが、皇室の方々が地方に行かれる際には、地方のそれぞれの施設の管理者が、特別な情報をもたらった上で、責任を持ってやっている。財団だけが特別なノウハウを持っているとは考えられない。

評価結果

- 国民公園の維持管理業務については、入札監理小委員会における新宿御苑の審議に関連して、官民競争入札等監理委員会の委員長見解が示されているが、本日の環境省の見解は従来どおり財団による管理が必要とするもので、委員長見解の内容から見ても中身がなっておらず、不十分である。
- 皇居外苑・京都御苑の維持管理業務及び3国民公園の駐車場・茶室、飲食施設等の運營業務については民間競争入札の対象とすることが適当。

とりまとめコメント

- 国民公園で民間競争入札を実施して国民が困るかどうかは、環境省の見解も忖度しながら、政治の責任で判断されるものであり、今後の取扱いについては最終的には政治決定されるもの。